平成２８年（フ）第１４２９号
千葉県船橋市習志野台８丁目２番２―402号
破産者　高杉　憲司
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３４号
群馬県桐生市新宿３丁目９番48号
破産者　平野織物有限会社
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３３８号
愛知県稲沢市正明寺２丁目18番10号
破産者　株式会社しん
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１１１号
岡山市東区目黒町10番地１
破産者　田中　　浩
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２号
鹿児島県曽於市財部町北俣10869番地１
破産者　中丸建設株式会社
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４４０号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町２丁目23番５号
破産者　目黒　雅弘
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５１号
埼玉県深谷市東方2053番地　グランドアーサカトウ101号
破産者　千代田敏幸
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第８号
高知県安芸郡奈半利町乙1602番地
破産者　山下　　仁
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第９号
高知県安芸郡奈半利町乙1602番地
破産者　山下　**靜**枝
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
北九州市戸畑区中原西２丁目16番７―702号
破産者　中嶋　勝彦
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１７号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ１番１―304号
破産者　川島　政行
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６５２号
名古屋市熱田区波寄町10番12号　宝マンション金山203号
破産者　春原　慎吾
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６２６号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
破産者　岩代　庸治
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８号
北海道三笠市若松町11番地
破産者　加賀谷和則
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１１６号
大津市下阪本３丁目５番23号
破産者　林田　　進
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目25番20号　グランツＡ号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目８番１―106号
破産者　高石　朋弘
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５４８号
兵庫県西宮市愛宕山１番27―301号
破産者　豊島　　剛
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９号
兵庫県宍粟市一宮町東河内788番地１
破産者　ひらめきこと　橋本　昭二
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１２８号
千葉県千葉市稲毛区長沼町256番地31、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市武１丁目34番８号
破産者　泉　　裕史
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係